副

204

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　茶畑内科消化器内科クリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岩手県盛岡市茶畑１丁目8-2

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成 11 年 11 月 12 日

(4) 設立登記年月日　　平成１１年１１月１９日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	茶畑内科消化器内科クリニック	0310118369	岩手県盛岡市茶畑１丁目8-2	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和８年５月 23 日　　役員報酬月額改定について

様式２

副

法人名　医療法人　茶畑内科消化器内科クリニック

所在地　岩手県盛岡市茶畑1丁目8-2

※医療法人整理番号	204

財　産　目　録

(令和 8年 5月31日現在)

1．資　　産　　額			44,413 千円
2．負　　債　　額			179,361 千円
3．純　資　産　額	△		134,948 千円

(内　訳)　　(単位：千円)

区　　分		金　　額
A 流 動 資 産		31,551
B 固 定 資 産		12,861
C 資 産 合 計	(A ＋ B)	44,413
D 負 債 合 計		179,361
E 純　資　産	(C － D)	△ 134,948

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土　　地　(□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建　　物　(□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

副

様式３－２

法人名　医療法人　茶畑内科消化器内科クリニック

所在地　岩手県盛岡市茶畑1丁目8-2

※医療法人整理番号	204

貸借対照表

(令和 8年 5月31日現在)

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ流動資産	31,551	Ⅰ流動負債	11,432
Ⅱ固定資産	12,861	Ⅱ固定負債	167,929
1有形固定資産	11,511	負債合計	179,361
2無形固定資産	100	純資産の部	
3その他の資産	1,249	科目	金額
		Ⅰ出資金	18,000
		Ⅱ積立金	△ 152,948
		Ⅲ評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 134,948
資産合計	44,413	負債・純資産合計	44,413

様式４－２

副

法人名　医療法人　茶畑内科消化器内科クリニック

所在地　岩手県盛岡市茶畑1丁目8-2

※医療法人整理番号	204

損 益 計 算 書

(自　令和 7年 6月 1日　至　令和 8年 5月31日)

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ事業損益	
Ａ本来業務事業損益	
１事業収益	35,220
２事業費用	75,898
本来業務事業損失	40,677
Ｂ附帯業務事業損益	
１事業収益	0
２事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	40,677
Ⅱ事業外収益	826
Ⅲ事業外費用	1,648
経常損失	41,498
Ⅳ特別利益	6
Ⅴ特別損失	218
税引前当期純損失	41,710
法人税等	185
当期純損失	41,895

副

204

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人茶畑内科消化器内科クリニック
理事長　安孫子　幸人　　殿

私は、医療法人茶畑内科消化器内科クリニックの令和７年度会計（令和７年６月１から令和８年５月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1)　事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2)　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3)　計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4)　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月 19 日
医療法人茶畑内科消化器内科クリニック
監事　吉田　敏明